

平成 29 年度第 3 回日本スポーツ少年団常任委員会 議事録

日 時 : 平成 29 年 11 月 20 日 (月) 14 時 00 分～16 時 00 分
場 所 : 岸記念体育会館 2 階理事・監事室
出 席 者 : 坂本本部長、井上、森島、萩原の各副本部長
佐藤、村田、田村、北東、安田、増岡、中村、住谷、喜納、
伊藤、望月、森下、米谷、網代、宗像、工藤の各常任委員 計 20 名
(欠席(委任) 原、富田の各常任委員 計 2 名)
構成員の 2 分の 1 以上の出席【総数 22 名のうち出席 22 名(委任 2 名含む)】により
会議成立(「日本スポーツ少年団設置規程」第 18 条第 3 項)
(事務局) 河内事務局長、菊地部長、奈良課長、他少年団課員 7 名

役員改選後初めての常任委員会であるため、常任委員の自己紹介及び事務局職員紹介の後、設置規程第 18 条第 2 項により、坂本本部長を議長として、議事に入った。

<議案>

(1) 日本スポーツ少年団の英語表記の変更について《資料 P.2～3》

平成 30 (2018) 年 4 月 1 日を以て日本体育協会の名称を「日本スポーツ協会」(英語表記: Japan Sport Association) に変更することに伴い、同じく平成 30 (2018) 年 4 月 1 日を以て日本スポーツ少年団の英語表記を「Japan Junior Sports Clubs Association」から「Sports」の語尾に付く「s」を削除し「Japan Junior Sport Clubs Association」に変更することについて諮り、これを承認。

(2) 平成 29 年度日本スポーツ少年団ブロック会議の開催について《資料 P.4～5》

本年度のブロック会議は、平成 30 年度の活動計画・予算ならびに第 10 次育成計画に関する内容を中心議題とし、全国 9 ブロック 6 会場で実施する旨を諮り、これを承認。

今後は主管県への開催協力依頼及び都道府県への開催案内を発信し、準備を進めていくこととした。

<主な意見>

- ・ 喜 納 委 員 : 昨年のブロック会議を含め日独同時交流参加者の個人負担を軽減して(九州) ほしいとこれまでも要望しているが、平成 30 年度の予算にはそれが反映されると考えて良いのか。
- ・ 事 務 局 : 今後予算編成を行うため、現時点ではこれまでいただいたご意見を完全に反映できるかどうか申し上げられない。
現在、外部団体から日本体育協会に対する補助金の調整が行われており、各事業にどの程度の補助金が支給されるか決まっていないため、要望予算の編成についてはもう少し時間をいただきたい。
- ・ 喜 納 委 員 : 九州は離島が多く、日独同時交流 事前研修会参加などに係る団員の個人負担額が大きい。このような状況を考慮した予算編成を要望する。
- ・ 事 務 局 : ご意見として承る。

(3) 日本スポーツ少年団指導者協議会規程の改定について《資料 P.6～8》

代表及び運営委員の任期の変更等を反映した改定案について諮り、これを承認。

(4) スポーツ少年団登録者処分基準に係る日本スポーツ少年団における
処分決定機関について《資料なし》

平成 27 年 11 月に制定した「スポーツ少年団登録者処分基準」に関して、日本スポーツ少年団における処分決定機関を設置することについて諮り、これを承認。

なお、設置に関する詳細は坂本本部長および望月委員に一任し、次回第 4 回常任委員会で報告することとした。

<報告事項> ※協議事項に関連する内容のため、順番を入れ替えて報告した。

(11) 「今後の地域スポーツの在り方検討プロジェクト」について《資料なし》

本会総合企画委員会企画部会の下に、「今後の地域スポーツの在り方検討プロジェクト」が設置され、今後の地域スポーツの在り方、その中でも中学校運動部活動の地域への移行の動向を見据えたスポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブの連携促進体制について意見の取りまとめ作業が行われていることを報告。

また、取りまとめ内容については、本会の 5 年ごとの中期事業方針である「21 世紀の国民スポーツ推進方策」の改定に反映するとともに、来年 1 月の理事会にて審議される予定であることを併せて報告。

<協議事項>

(1) 日本スポーツ少年団指導者制度の改定について《資料 P.9～19》

制度改定のこれまでの経緯を説明した後、日本スポーツ少年団指導育成部会（以下、指導育成部会）及び日本スポーツ少年団指導者協議会運営委員会（以下、指導協運営委員会）で協議した改定（案）を説明。

上記報告にあるように「今後の地域スポーツの在り方検討プロジェクト」が設置され、学校運動部活動を含めたスポーツ少年団を始めとする地域スポーツクラブの環境が大きく変化する可能性があることから、年内にもう一度、指導育成部会及び指導協運営委員会を開催し、引き続き検討することについて協議。

今後、指導育成部会及び指導協運営委員会での協議を踏まえ、制度改定の方向性を取りまとめ、1 月から 2 月にかけて行われるブロック会議で意見聴取を行ったうえで、改めて 3 月の本常任委員会で諮ることを確認。

なお、制度改定の方向性の取りまとめについては、坂本本部長と米谷指導育成部会長に一任することとした。

<主な意見>

- ・伊藤委員：6 月に開催された全国スポーツ少年団指導者協議会（以下、全国指導協）（学識経験）及び 10 月に開催された指導協運営委員会の内容もふまえて制度改定に向けた状況をご説明したい。

指導協運営委員会の考え方として、日本スポーツ少年団認定員（以下、認定員）の養成カリキュラムを国が作成したモデル・コア・カリキュラ

ム（以下、MCC）に準拠させるという方向性には賛成である。

スポーツ少年団指導者の養成カリキュラムは、スポーツ少年団の理念を学ぶ内容にすべきであるという前提で、二つの制度改定の方向性が挙げられた。一つは、新公認スポーツ指導者制度ではスポーツリーダー資格の養成カリキュラムにスポーツ少年団の理念が含まれないことから、公認スポーツ指導者制度とスポーツ少年団指導者制度を一本化せず、スポーツ少年団組織での資格認定にするという方向性である。もう一つは、新公認スポーツ指導者制度でスタートコーチが新たに設置されることが決まったため、スポーツ少年団のスタートコーチを養成し、養成カリキュラムのうち、専門科目（養成団体が作成するカリキュラム）の一部でスポーツ少年団の理念について学ぶという方向性である。

スポーツ少年団の活動主体は団員であるが、創設から 50 数年の間、スポーツ少年団組織を支えてきたのは指導者である。制度改定にあたりスポーツ少年団指導者数が減らないようにすることが重要であり、そのために指導者が受講しやすい養成形態の維持、互いに顔が見える集合講習会の維持、リーダー養成や指導者協議会の在り方など、スポーツ少年団組織の維持・発展を同時に考えていくことを要望している。

また、毎年約 3 万人が新しくスポーツ少年団指導者として登録しているが、ほぼ同数のスポーツ少年団指導者が登録更新をしていない。スポーツ少年団指導者の多くは団員の保護者であるという状況を踏まえると、資格取得のハードルをあまり高くしたくない。

日本全体としてスポーツ指導者は MCC に準拠したカリキュラムで養成するという一本化するのであれば、スポーツ少年団指導者も公認スポーツ指導者制度の中に位置付けられるように考えていきたいため、今後もう一度指導協運営委員会を開催し、制度改定の方向性について議論したい。

- ・ 工 藤 委 員（学識経験）： MCC に準拠したカリキュラムに一本化することには賛同する。資料 P.13 にある新制度（案）では公認スポーツ指導者制度と切り離れた制度となっているが、これまでの公認スポーツ指導者制度と日本スポーツ少年団指導者制度の一本化という議論と矛盾するのではないか。
- ・ 事 務 局： 新公認スポーツ指導者制度では、スポーツリーダー資格の養成カリキュラムにスポーツ少年団理念が含まれていないため、これまでいただいた「スポーツ少年団の理念を学ぶ」というご意見を反映させると新制度（案）のとおり指導者制度を一本化することができなかった。
- ・ 工 藤 委 員（学識経験）： 競技団体が主催する大会では、引率指導者に対し日本体育協会公認スポーツ指導者資格の保有を義務付けられていることが多い。スポーツ少年団の大会でスポーツ少年団指導者資格の保有を求められると、両方の資格を取得することになり、指導者に対して負担が大きい。
- ・ 佐 藤 委 員（北海道）： 公認スポーツ指導者制度と別制度になるということは、スポーツ少年団指導者は都道府県スポーツ少年団が養成することになるのか。
- ・ 事 務 局： ご指摘の通り、今回示した新制度（案）は、これまで議論を重ねてきた

公認スポーツ指導者制度とスポーツ少年団指導者制度の一本化と逆行する。また、指導者の質を担保しなければならないという議論もある。こうした状況を踏まえ、このまま新制度（案）について各都道府県に意見聴取を行うのではなく、もう一度指導育成部会及び指導協運営委員会で制度改定の方向性について議論させていただきたい。

- ・ 住 谷 委 員（ 中 国 ）：公認スポーツ指導者制度と切り離してスポーツ少年団で指導者を養成するのは、現在の認定員養成講習会の内容のうち 1 章から 3 章のことを指しているのか。
- ・ 事 務 局：新制度（案）は、現状のスポーツ少年団組織や日本体育協会の目指すべき方向とずれが生じてしまうため、もう一度指導育成部会及び指導協運営委員会で議論したいという説明の意図である。
- ・ 住 谷 委 員（ 四 国 ）：スポーツ少年団組織に限らず、「青少年スポーツの在り方」という考え方はスポーツ少年団の理念と共通であると思っている。スポーツ少年団の理念も他の青少年を養成する指導者も、子どものスポーツ教育・生涯スポーツの振興・推進という目的は共通しており、目指すべきものは同じである。そこを共通認識として考えることができれば、スポーツ少年団として必要なことを新しい指導者養成のカリキュラムに含めることもでき、指導者制度の一本化も可能だと思う。
- ・ 北 東 委 員（ 北 信 越 ）：制度改定の内容については、本部長および指導育成部会長一任ではなく、常任委員会で議論し、諮るべき。前回の常任委員会でも申し上げたが、単位スポーツ少年団では指導者の入れ替わりが激しく、指導者の確保・養成にとっても苦勞している。MCC は良いものだと思うが、指導者制度が一本化してスポーツ少年団指導者の負担が大幅に増加することは避けてほしい。また、今のスポーツ少年団認定員・認定育成員制度を残してほしい。その中で公認スポーツ指導者制度と統一できるものは統一して良いと思う。
- ・ 望 月 委 員（ 学 識 経 験 ）：公認スポーツ指導者制度改定については日本体育協会のスポーツ指導者制度の在り方を超えた議論が必要だと考える。ブラック部活と呼ばれるような近年の学校部活動では、顧問を担う教員の拘束時間が長いことが問題になっている。さらに部活動で疲れて学業とのバランスを失う子どももいる。また、競技志向の強い子どももいれば、楽しければよいという子どももおり、運動部活動だけでは志向の多様性に応えることができていない。また、一方では、スポーツに愛想をつかして運動部活動に全く寄り付かない子どももいる。

こうした状況の中で、スポーツ庁は今年の 1 月から運動部活動の在り方に関する検討会を設けており、現在議論を進めているところである。従前、小学校はスポーツ少年団、中学・高校は運動部活動という棲み分けがあり、この状況は変えられないだろうと思っていた。しかし、学校側から子どもたちのスポーツ活動の受け皿として、運動部活動では限界があるという声があがった。

ジュニアスポーツに対するこれまでの体制を変革し、学校から運動部活

動を切り離す際には、体育協会やスポーツ少年団がその受け皿となる体制を整えられるよう、事務局や指導育成部会の部会員の知恵を集めて取り進めていただきたい。

現在その変革に対する追い風の一つとして、運動部活動の顧問が必ずしもその競技の専門家でないということが指摘されている。教育の一環という観点では専門教育を受けているが、多くの場合、スポーツについては専門的な知識が無い人が顧問となっているのが実状である。今までも運動部活動への外部指導員の試験的導入があったが、今回その指導者を教員以外が担うことになれば、公認スポーツ指導者制度が受け皿になるだろうと思っている。

また、スポーツは基本的に性別や年代別に分けられる必要はないと考える。そう考えると、現在のスポーツ少年団指導者制度と公認スポーツ指導者制度が別制度として存在することは健全でない。逆に、スポーツ少年団のようなジュニア期に関する十分な指導知識がない人がスポーツ指導者として指導を行っているのであれば、それは指導者として必要な知識が不足しているということであり、そういう意味で制度の一本化という大きな方向性は間違っていない。

その中で今回の中学・高校の運動部活動の受け皿を考えた時に、スポーツ少年団指導者制度が公認スポーツ指導者制度と別制度になると、どちらが受け皿になるのか非常に中途半端な状況になってしまう。また、ジュニアスポーツに対する教育的視点から考えると、一方は専門教育を受けた教員が担い、それに比べ競技の専門家であっても教育に関しては専門教育を受けていない人が子どもたちを指導して良いのかという意見もある。

これまでも、現状でも顧問として活動できる教員がいない状況なのに、指導者の資格制度を導入したら顧問がいなくなってしまうという議論が必ず出てきた。大変な状況であるけれども、子どもたちのための良い指導者になるには何が必要なのかを考え、指導者資格を取得して自分の力を高めていくという自己啓発活動を行ってほしい。

困難だから向かわないのではなく、困難を乗り越えて勝ち取ってほしいという高い視点で議論をしていただきたい。

- ・ 米 谷 委 員（学識経験）：指導育成部会では様々な方向から協議を重ねてきた。始めは現行のスポーツリーダー資格が取得できる形で公認スポーツ指導者制度に含められないかという話をしてきたが、両制度が相容れない部分もあり、指導育成部会からはスポーツ少年団指導者制度を別制度にして良いのかという意見もあった。その中で今回提示した案になったが、状況が変わってきたため引き続き協議させていただき、子どもたちにとって一番良い形にしていきたい。
- ・ 議 長：北東委員からご指摘があった本部長一任についてだが、本部長一任で決定する訳ではなく、常任委員会で提示し、諮ると理解していただきたい。
- ・ 北 東 委 員：指導育成部会や指導協運営委員会で議論された内容は、出来ればすぐに

(北 信 越) 都道府県スポーツ少年団へ情報共有してほしい。

- ・ 議長 : 事務局の体制が許す限りそのようにしていきたい。

<報告事項>

(1) 平成 29 年度第 2 回日本スポーツ少年団常任委員会及び

第 1 回日本スポーツ少年団委員総会の議事録について《資料 P.20～35》

議長から資料に基づき報告。

(2) 平成 30 年度日本スポーツ少年団要望予算の編成について《資料なし》

去る 6 月開催の第 2 回日本スポーツ少年団常任委員会および第 1 回日本スポーツ少年団委員総会にて坂本本部長に一任されていたことから、現在、日本体育協会として各補助先・助成先に要望書を提出し、調整を図っているところであり、明年 1～2 月開催のブロック会議で改めて活動計画とともに説明することを報告。

(3) 平成 29 年度スポーツ少年団登録状況(第 1 次集計)について《資料 P.36》

11 月 9 日時点の速報値として、以下のとおり報告。() 内は平成 28 年度からの増減。

単位団	32,173 団 (275 団減)
指導者	192,971 名 (3,468 名減)
団員	694,053 名 (7,091 名減) [内、未就学児 4,485 名]
役職員(市区町村)	13,998 名 (48 名増)
役職員(都道府県/日本)	1,083 名 (15 名減)
市区町村設置	1,561 (3 減)

なお、最終的な登録数の確定は、11 月末頃になる見込み。

(4) 平成 29 年度日本スポーツ少年団 7 月以降の諸行事の終了について《資料 P.37～38》

シニア・リーダースクールをはじめとする 7 月以降に実施した諸行事について、いずれも所期の目的を果たし、終了したことを報告。

また、8 月上旬に新潟県で開催した「第 55 回全国スポーツ少年大会」ならびに宮城県で開催した「第 39 回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会」の終了に伴い、「日本スポーツ少年団顕彰要綱第 3 条第 4 項」に基づき、計 4 団体に対し、坂本本部長名にて感謝状を贈呈したことを報告。

(5) 第 40 回全国スポーツ少年団剣道交流大会及び

第 15 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会の開催について《資料No.10-1～2》

各交流大会開催地である東京都及び群馬県において第 1 回の実行委員会が開催され、大会実施要項等が承認されたことから、都道府県スポーツ少年団宛に実施要項を送付し、参加者の推薦依頼を行った旨を報告。

(6) 平成 29 年度「ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム」の開催について

《資料 P.50～51》

本年度は『子どもの可能性を伸ばすアントラージュ』～スポーツ共育で育む人間力～を

基調講演の演題として、12 月 10 日（日）に新潟県において開催する旨を報告。

(7) 文部科学大臣表彰（生涯スポーツ功労者、社会教育功労者）について《資料 P.52～54》

文部科学省に対して、生涯スポーツ功労者として推薦した 9 名全員が功労者として決定し、10 月 6 日に表彰式が行われた旨を報告。また、単位スポーツ少年団 17 団及び市スポーツ少年団 2 団が生涯スポーツ優良団体として表彰された旨を併せて報告。

また、社会教育功労者については、日本スポーツ少年団常任委員で北海道スポーツ少年団副本部長の佐藤厚氏を推薦した結果、文部科学省において、同功労者として決定し、11 月 7 日に表彰式が行われた旨を報告。

**(8) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた
スポーツ少年団の取り組みについて《資料No.P.55～57》**

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の聖火リレーについて、日本スポーツ少年団から各都道府県体育（スポーツ）協会及びスポーツ少年団に対し、今後各都道府県に聖火リレーの実行委員会が設立される際に、スポーツ少年団員が聖火リレー（関連イベントを含む）に参画できるよう、実行委員会を所管する関係各所への働きかけを依頼する文書を発信することを報告。

(9) 専門部会及びプロジェクト等の報告について《資料 P.58～68》

各部部长、事務局から資料に基づき報告。

【指導育成部会】

- ・ 第 10 次育成 6 か年計画－アクションプラン 2017－について
女性指導者の拡充に向けた施策について、各都道府県に対する調査結果の速報を報告。
- ・ 第 1 回ジュニア・スポーツフォーラムについて
特別講演や分科会の構成、日程について協議。
- ・ ジュニア・リーダースクール実施要項の修正について
合宿研修に限らず必要なカリキュラムを満たすことでも開催可能とする要項に変更。

【広報普及部会】

- ・ 第 10 次育成 6 か年計画－アクションプラン 2017－について
広報普及部会所管項目の各担当部会員を決定し、第 1 年次の取組みのうち以下 3 点について進捗状況を確認した後、今後の取り進めについて協議。
 - ・ 広報出版資料のデータ化対応に関する調査
 - ・ 「スポーツ少年団検索」 ページ
 - ・ 広報活動全般に対する評価チェックシート

【活動開発部会】

- ・ 第 10 次育成 6 か年計画－アクションプラン 2017－について
活動開発部会所管項目の各担当部会員を決定し、第 1 年次の取組みとして実施予定のアンケート調査を中心に協議。
- ・ 国内交流活動
軟式野球交流大会の開催時期及び野球教室の実施方法について協議し、開催時期については開催県に対し 8 月第 1 週または第 2 週での実施を改めて要望することとした。

また、バレーボール交流大会については、実施形態について検討・継続協議。

- ・ 国際交流活動

日中青少年スポーツ交流に係る覚書について、覚書締結に係る期間及び内容について協議。

また、平成 32 年（2020 年）日独ユースキャンプについては、実施規模及び参加条件等について協議。

【リーダー養成ワーキンググループ】

- ・ 平成 29 年度日本スポーツ少年団シニア・リーダースクールについて

スクーリングの終了に伴い、資格の認定に関する評価方法の確認を行うとともに、次年度のスクーリング内容における課題や改善点等を協議。

- ・ 平成 29 年度全国スポーツ少年団リーダー連絡会について

担当講師の確認や本連絡会の進め方等に関して最終確認。

【幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム普及ワーキンググループ】

日本体育協会 HP に掲載しているアクティブ・チャイルド・プログラム（以下 ACP）に関連したコンテンツを確認し、今後の作成内容について協議するとともに、今年度の普及講習会及び講師講習会の内容について確認。

また、日本体育協会スポーツ科学研究室がスポーツ庁より委託を受け、教育委員会や学校関係者を対象に実施している ACP 普及の講習会について報告し、互いに連携を図っていくことを確認。

【運動適性テスト検討ワーキンググループ】

日本スポーツ少年団から各級スポーツ少年団に対し、スポーツ少年団新規運動適性テスト（仮称）の改定に必要なデータ提供依頼を行ったことを報告し、引き続き今後のデータ提供について協力を依頼。

<主な意見>

- ・ 森島副本部長：活動開発部会の報告にあった軟式野球交流大会について、来年度の長崎県での大会については開催県の事情により 7 月末の開催が決定しているが、今後は 8 月上旬の開催を開催県と調整していただくようお願いしたい。
- ・ 田村委員：関東ブロックでは毎年ブロック交流大会を 7 月末に実施しており、来年（関東）度の長崎県での大会日程が重なってしまう。そのため、軟式野球交流大会については、競技別交流大会の開催基準要項に定められている通り、8 月上旬～中旬にかけての開催を要望する。
- ・ 事務局：長崎県での大会以降の開催県に対し、そのように要望したい。

(10) スポーツ少年団登録者処分基準に基づく処分について《資料なし》

第 2 回常任委員会より、日本スポーツ少年団が処分を下した案件はなかったことを報告。しかし、本会総務課が設置するスポーツ界における暴力行為等相談窓口にはスポーツ少年団活動に関する相談があり、スポーツ少年団指導者の飲酒が原因であったことから、当該指導者が所属する市スポーツ少年団から指導者本人へ注意を促したことを報告。

(12) ブロック報告について《資料なし》

特になし。

上記報告事項について、いずれも了承。

<その他>

(1) 21 世紀の国民スポーツ推進方策—スポーツ推進 2018—（仮称）について《資料 P.69～75》

本会では概ね 5 年ごとの中期事業方針として「21 世紀の国民スポーツ推進方策」を策定しており、現行の国民スポーツ推進方策は今年度が見直しの当該年度となっている。本会総合企画委員会企画部会下のプロジェクトでは中間まとめが作成・承認されており、現在、関係委員・団体にご意見を伺っていることから、日本スポーツ少年団委員に対しても新たな方策の策定に際して意見聴取を行うことを説明し、協力を依頼。

(2) 平成 30 年日本スポーツ少年団会議日程について《資料 P.76》

会議直前に詳細が決定した第 1 回から第 3 回常任委員会の日程について報告。

なお、第 4 回常任委員会及び第 2 回委員総会の日程については、決定次第報告する。

- ・平成 30 年度第 1 回常任委員会…平成 30 年 4 月 23 日（月）
- ・平成 30 年度第 2 回常任委員会…平成 30 年 6 月 4 日（月）
- ・平成 30 年度第 1 回委員総会…平成 30 年 6 月 5 日（火）
- ・平成 30 年度第 3 回常任委員会…平成 30 年 11 月 14 日（水）

<主な意見>

- ・北 東 委 員（北 信 越）：可能であれば常任委員会開催から委員総会まで一定の期間を空けてもらいたい。常任委員会での協議内容を各ブロックに持ち帰り情報共有する時間や、協議内容を委員総会の資料に反映させる時間が必要なのではないか。
- ・事 務 局：これまで常任委員会と委員総会は、経費や両会議に出席する委員に配慮し、連続した日程で行っていたため、このような日程になっている。
- ・増 岡 委 員（近 畿）：認定育成員研修会では ACP に関する内容が含まれているが、ACP については普及講習会等でも何度も講義を受けている人が多いため、講習会の受講を一部免除してほしい。
- ・事 務 局：ご意見として承る。

以上、16 時 00 分終了。